

平成22年鞍手町議会第7回定例会会議録（第4号）						
平成22年 12月 22日（水）						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議			議 長		
	平成22年 12月 22日 午後1時00分			日高直幸		
	閉 会 開 議			議 長		
	平成22年 12月 22日 午後1時57分			日高直幸		
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	須藤信一郎	出欠	11	毛利 喬	出欠
	2	原 哲也	出欠	12	栗田幸則	出欠
	3	香原 暹	出欠	13	宇田川 亮	出欠
	4	星 正彦	出欠			
	5	武谷保正	出欠			
	6	岡崎邦博	出欠			
	7	日高直幸	出欠			
	8	田中二三輝	出欠			
	9	久保田正之	出欠			
10	川野高實	出欠				
会議録署名 議員	10番	川野高實		11番	毛利 喬	

職 務 出 席	議会事務局長	長 友 浩 一	出 欠	議会事務局長補佐	渡 辺 智 文	出 欠
	町 長	柴 田 好 輝	出 欠	会計課長	原 繁 幸	出 欠
	副町長	本 松 吉 憲	出 欠	建設課長	岡 松 要 一	出 欠
	教育長	山 本 喜 久 男	出 欠	企画財政課長	白 石 秀 美	出 欠
	総務課長	阿 部 哲	出 欠	上下水道課長	中 岡 和 之	出 欠
	福祉人権課長	松 澤 守	出 欠	病院事務局長	中 野 眞 路	出 欠
	税務住民課長	熊 井 照 明	出 欠	教育課長	平 瀬 研 一	出 欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	篠 原 哲 哉	出 欠	保険健康課長	鯨 坂 健 二	出 欠
	地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名					
	議 事 日 程					
付 議 事 件						別 紙 の と お り
会 議 経 過						別 紙 の と お り

平成22年第7回鞍手町議会定例会議事日程

12月22日 午後1時開議

第4号

- 日程第1 議案第59号 平成21年度鞍手町一般会計歳入歳出決算認定
(決算特別委員長報告)
- 日程第2 議案第65号 平成21年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計歳入歳出
決算認定 (総務文教委員長報告)
- 日程第3 議案第67号 平成21年度鞍手町水道事業会計決算認定
(総務文教委員長報告)
- 日程第4 議案第60号 平成21年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定
(民生産業委員長報告)
- 日程第5 議案第61号 平成21年度鞍手町老人保健特別会計歳入歳出決算認定
(民生産業委員長報告)
- 日程第6 議案第62号 平成21年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計歳入歳出
決算認定 (民生産業委員長報告)
- 日程第7 議案第63号 平成21年度鞍手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定
(民生産業委員長報告)
- 日程第8 議案第64号 平成21年度鞍手町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定
(民生産業委員長報告)
- 日程第9 議案第66号 平成21年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費
特別会計歳入歳出決算認定 (民生産業委員長報告)
- 日程第10 議案第68号 平成21年度鞍手町病院事業会計決算認定
(民生産業委員長報告)
- 日程第11 議案第69号 平成21年度鞍手町介護老人保健施設事業会計決算認定
(民生産業委員長報告)
- 日程第12 議案第83号 鞍手町立学校設置条例等の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第13 議案第84号 平成22年度鞍手町一般会計補正予算(第5号)
(総務文教委員長報告)

- 日程第14 議案第86号 平成22年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計
補正予算（第3号）（総務文教委員長報告）
- 日程第15 議案第82号 鞍手町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正
する条例（民生産業委員長報告）
- 日程第16 議案第85号 平成22年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
（民生産業委員長報告）
- 日程第17 議案第87号 平成22年度鞍手町病院事業会計補正予算（第2号）
（民生産業委員長報告）
- 日程第18 議案第88号 平成22年度鞍手町介護老人保健施設事業会計補正予算（第2号）
（民生産業委員長報告）
- 日程第19 議案第91号 中小業者の自家労賃を必要経費として認めることを求める意見書
- 日程第20 議案第92号 「一人暮らし寡婦」医療制度に関する意見書
- 日程第21 請願第2号 T P P（環太平洋経済連携協定）への対応に関する意見書の提出を
求める請願（民生産業委員長報告）
- 日程第22 陳情第7号 「環太平洋戦略的経済連携協定」（T P P）交渉への参加に反対する
意見書の提出に関する陳情（民生産業委員長報告）
- 日程第23 議会活性化等に関する調査について
（議会活性化等に関する調査特別委員長報告）
- 日程第24 閉会中の継続事件

平成22年12月22日（第4日）

開議 13時00分

○議長 日高 直幸君

これから本日の会議を開きます。

日程はお手元に配布のとおりです。

これより日程に入ります。

日程第1 議案第59号を議題とします。

本案は決算特別委員会に付託していただきましたので、決算特別委員長の審査報告を求めます。

久保田決算特別委員長。

○9番 久保田 正之君

決算特別委員会の議案審査報告をいたします。

議案第59号 平成21年度鞍手町一般会計歳入歳出決算認定。

本委員会は9月8日に付託された上記の議案を審査の結果、原案を認定すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 日高 直幸君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第59号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第59号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第59号 平成21年度鞍手町一般会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手あり）

挙手多数です。よって議案第59号は委員長の報告のとおり認定されました。

次に進みます。

日程第2 議案第65号及び日程第3 議案第67号の2件を一括して議題とします。

本案は総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

岡崎総務文教委員長。

○6番 岡崎 邦博君

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第65号 平成21年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定。

議案第 6 7 号 平成 2 1 年度鞍手町水道事業会計決算認定。

本委員会は 9 月 8 日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を認定すべきものと決定したので、会議規則第 7 6 条の規定により報告します。

○議長 日高 直幸君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第 6 5 号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第 6 7 号について質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第 6 5 号について討論はありますか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 6 7 号について討論はありますか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 6 5 号 平成 2 1 年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第 6 5 号は委員長の報告のとおり認定されました。

次に議案第 6 7 号 平成 2 1 年度鞍手町水道事業会計決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第 6 7 号は委員長の報告のとおり認定されました。

次に進みます。

日程第 4 議案第 6 0 号から日程第 1 1 議案第 6 9 号までの 8 件を一括して議題とします。

本案は民生産業委員会に付託していましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。

宇田川民生産業委員長。

○ 1 3 番 宇田川 亮君

民生産業委員会の議案審査報告をいたします。

- 議案第 6 0 号 平成 2 1 年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定。
議案第 6 1 号 平成 2 1 年度鞍手町老人保健特別会計歳入歳出決算認定。
議案第 6 2 号 平成 2 1 年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定。
議案第 6 3 号 平成 2 1 年度鞍手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定。
議案第 6 4 号 平成 2 1 年度鞍手町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定。
議案第 6 6 号 平成 2 1 年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定。
議案第 6 8 号 平成 2 1 年度鞍手町病院事業会計決算認定。
議案第 6 9 号 平成 2 1 年度鞍手町介護老人保健施設事業会計決算認定。

本委員会は 9 月 8 日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を認定すべきものと決定したので、会議規則第 7 6 条の規定により報告します。

○議長 日高 直幸君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第 6 0 号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第 6 1 号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第 6 2 号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第 6 3 号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第 6 4 号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第 6 6 号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第 6 8 号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第 6 9 号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第60号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第61号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第62号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第63号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第64号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第66号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第68号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第69号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第60号 平成21年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第60号は委員長の報告のとおり認定されました。

次に議案第61号 平成21年度鞍手町老人保健特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第61号は委員長の報告のとおり認定されました。

次に議案第62号 平成21年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第62号は委員長の報告のとおり認定されました。

次に議案第63号 平成21年度鞍手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第63号は委員長の報告のとおり認定されました。

次に議案第64号 平成21年度鞍手町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第64号は委員長の報告のとおり認定されました。

次に議案第66号 平成21年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第66号は委員長の報告のとおり認定されました。

次に議案第68号 平成21年度鞍手町病院事業会計決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第68号は委員長の報告のとおり認定されました。

次に議案第69号 平成21年度鞍手町介護老人保健施設事業会計決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第69号は委員長の報告のとおり認定されました。

次に進みます。

日程第 1 2 議案第 8 3 号から日程第 1 4 議案第 8 6 号までの 3 件を一括して議題とします。

本案は総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

岡崎総務文教委員長。

○ 6 番 岡崎 邦博君

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第 8 3 号 鞍手町立学校設置条例等の一部を改正する条例。

議案第 8 4 号 平成 2 2 年度鞍手町一般会計補正予算（第 5 号）。

議案第 8 6 号 平成 2 2 年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）。

本委員会は 1 2 月 1 5 日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべ
ものと決定したので、会議規則第 7 6 条の規定により報告します。

○ 議長 日高 直幸君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第 8 3 号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第 8 4 号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第 8 6 号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第 8 3 号について討論はありませんか。

須藤信一郎君。

○ 1 番 須藤 信一郎君

創立 6 0 周年を機に検討委員会におかれましては、校名変更という前向きな姿勢が示され
た訳ではありますが、現実問題として定員 2 4 0 名のところ学生数は 1 0 6 名と、充足率は定
員の 4 6 % であります。

また町内より通学している学生数は 1 2 名を数えるのみであり、県下で大隈城山高校と 2
校しかない経営形態である本校を敢えて存続させる必要があるかどうか、疑問を抱かざる
を得ません。

町財政の厳しいおりから、3 千万円程度の支出を余儀なくされていると聞いていますが、将
来的な小中学校の統廃合問題と絡めて、鞍手分校の在り方も再度検討する時期に来ているの
ではないかと考えられます。一般県立高校、私立校においても、今後定員割れするところも

出て来る現実性を考えますと、50%以下の生徒数しか確保していない本校をなし崩し的に存続させて行くこと自体に疑問が残るように思われます。

今後の学校の在り方について、町長、教育長のご検討を切に希望いたしまして、私の意見とさせていただきます。

○議長 日高 直幸君

今の件は、質疑に対する問題であり、反対討論ということにはならないと思っております。この関係については議案と全然違う問題だと考えています。

次に討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第84号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第86号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第83号 鞍手町立学校設置条例等の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第83号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第84号 平成22年度鞍手町一般会計補正予算(第5号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第84号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第86号 平成22年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算第3号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第86号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に進みます。

日程第15 議案第82号から日程第18 議案第88号までの4件を一括して議題とします。

本案は民生産業委員会に付託していただきましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。
宇田川民生産業委員長。

○13番 宇田川 亮君

民生産業委員会の議案審査報告をいたします。

議案第82号 鞍手町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例。

議案第85号 平成22年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）。

議案第87号 平成22年度鞍手町病院事業会計補正予算（第2号）。

議案第88号 平成22年度鞍手町介護老人保健施設事業会計補正予算（第2号）。

本委員会は12月15日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 日高 直幸君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第82号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第85号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第87号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第88号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第82号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第85号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第87号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第88号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 8 2 号 鞍手町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第 8 2 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第 8 5 号 平成 2 2 年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 3 号) を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第 8 5 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第 8 7 号 平成 2 2 年度鞍手町病院事業会計補正予算 (第 2 号) を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第 8 7 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第 8 8 号 平成 2 2 年度鞍手町介護老人保健施設事業会計補正予算 (第 2 号) を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第 8 8 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に進みます。

日程第 1 9 議案第 9 1 号及び日程第 2 0 議案第 9 2 号の 2 件を一括して議題とします。

提出者を代表して 6 番議員 岡崎邦博君に趣旨説明をお願いします。

○ 6 番 岡崎 邦博君

議案第 9 1 号及び議案第 9 2 号の 2 件を一括して提案いたします。

議案第 9 1 号 中小業者の自家労賃を必要経費として認めることを求める意見書。

議案第 9 2 号 「一人暮らし寡婦」医療制度に関する意見書。

別紙意見書案を提出する。

平成 2 2 年 1 2 月 2 2 日提出。

提出者 鞍手町議会議員 岡崎邦博。提出者 同じく宇田川亮。

提案理由

地方自治法、(昭和22年法律第67号)第99条並びに鞍手町議会会議規則、(昭和62年鞍手町議会規則第1号)第13条 第1項及び第2項の規定により提案する。

○議長 日高 直幸君

お諮りします。

議案第91号及び議案第92号の2件は、質疑討論を省略して直ちに採決に入りたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第91号及び議案第92号の2件は、質疑討論を省略します。

これから採決を行います。

議案第91号 中小業者の自家労賃を必要経費として認めることを求める意見書を採決します。

本案は原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第91号は原案どおり可決されました。

次に議案第92号 「一人暮らし寡婦」医療制度に関する意見書を採決します。

本案を原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第92号は原案どおり可決されました。

次に進みます。

日程第21 請願第2号を議題とします。

本請願は民生産業委員会に付託していただきましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。

宇田川民生産業委員長。

○13番 宇田川 亮君

民生産業委員会の請願審査報告をいたします。

請願第2号 TPP(環太平洋経済連携協定)への対応に関する意見書の提出を求める請願。

本委員会は、12月8日に付託された上記の請願を審査の結果、採択とし、別紙意見書案を関係機関に送付すべきものと決定したので、会議規則第93条の規定により報告します。

○議長 日高 直幸君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

請願第2号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

請願第2号について討論ありませんか。

香原 暹君。

○3番 香原 暹君

私は請願第2号 TPP（環太平洋経済連携協定）への対応に関する請願に、反対の立場から討論を行います。

請願者は、TPPに関する交渉に入ることは、我が国の農業に壊滅的な打撃を与えると主張していますが、果たしてそうでしょうか。

確かに農林水産省は、TPP参加で高関税という防護壁を失えば、国内農業は壊滅的な打撃を受けると主張しています。もともとTPPは2006年5月に、ニュージーランド、チリ、シンガポール、ブルネイの4カ国で発効した経済連携協定（EPA）です。

その後アメリカ、オーストラリア、マレーシア、ペルー、ベトナムが参加を表明し、カナダとコロンビアも参加の意向を明らかにするなど、近年急速に注目度が高まって行きました。

注目が高まった最大の要因は、アメリカが参加を表明したことにあります。日本がこのTPPに参加すれば、アメリカと自由貿易協定（FTA）を同時に結んだことになり、今までの遅れを取り戻すことになり、その経済効果ははなはだ大きいものになります。

経済産業省は、もしTPPに日本が参加しなければ日本の自動車産業は、米国市場でのシェアを韓国に奪われ、実質GDPが10.5兆円減少すると試算しています。

確かに農林水産省が指摘するように、現在77.8%もの関税をかけているコメについては、外国産米が安く入って来ることによって、大きな打撃が生じることは有り得ると思います。しかし、協議をするからといって直ぐに参加出来るわけではなく、カナダのように時期尚早などといって、待たされることもありますし、また参加しても即時に関税を撤廃しなければならないというものではなく、10年間かけて徐々に減らして行くことも可能なのです。その間に競争力を高め、むしろ積極的にコメの輸出に踏み切れば差引大きなマイナスにはならないと思うものであります。日本のコメはそんなに外国との競争に負けるようなものなのでしょうか。

現在国産米は60kg当たり1万3000円です。中国産米の輸入価格は、10年前の3倍の1万円と、日本米と大きな差はありません。カリフォルニアから輸入するにしても、コストが多く掛かります。また今アジア各国で日本食ブームが起きています。オーストラリアやロシアでも日本食ブームです。日本食には何と言っても日本のコメです。その時日本のコメは高い評価を受けるのではないのでしょうか。また日本のコメに慣れた人々が直ぐに外国産米に切り換えるとは到底思われません。

それでも、コメにあまりお金をかけたくない人にとっては安いコメが食べられるということは、むしろ有難いことです。TPP参加によって輸入が増えますが、輸出も増えるということを入念に入れておかなければ論議にならないと思います。

日本の農業は、TPPに参加しなければ、後10年も経てば立ち行かなくなると私は思います。それは働き手が平均66歳と高齢で、しかも後継者が不足しているからです。その原因は、長年続いた減反政策にあると言っても過言ではないと思います。米価維持のためにコ

メの需要が減るに合わせて、作付面積を年々減らして行くという、正に農家の人の本来あるべき姿である、少しでも作付面積を増やし、反当たり収量を増やすという積極的な攻めの動きを封じて来たことによるものではないかと思えます。その間、食糧需給率は80%から、今は半分の40%です。農林水産省はTPPに参加すれば、食糧需給率40%が14%に急落し、食の安全保障が失われると脅しています。

食糧需給率を減らしたのは、むしろ農林水産省と、それに協力した農協ではなかったかと私は思います。私は食の安全保障とは、いざという時に、自国も含めて、いかに多くの国が安定的に食糧を供給してくれ、食糧を確保出来るかであって、自国に閉じこもっていただけでは真の意味での食の安全保障ではないと思えます。

世界の人口は現在69億人です。しかし2050年には91億人まで増えるといわれています。コメが余って売れないどころか、大変な不足状態が生じると思えます。

今こそ減反政策をやめ、コメも、コメ以外の農産物にも創意工夫を凝らして、品質改善と増産に積極的に踏み切る時であると思えます。これからは農業の時代であると思えます。これからの若い人が農業に積極的に挑戦出来るように選択の幅を拓けておくことが私たちの使命ではないでしょうか。温かく保護するばかりではなく、競争にさらされてこそ強くなるものです。若い人達にはその力があると信じます。

黒船来航以来150年、日本は諸外国との交易によって国力を増大して来ました。しかし今の日本はコメの関税率77.8%という、いうならば、コメに関してだけは未だ鎖国状態にあるといわなければなりません。

日本はTPPへ参加のための協議を1日も早く開始しなければなりません。協議もしてはいけないというようなことでは、座して死を待つに等しいと思えます。

TPP参加をきっかけに、国民的な議論を深め、戦略的な「強い農業」を目指して行くべきであると思えます。以上です。

○議長 日高 直幸君

他に討論はありませんか。

宇田川亮君。

○13番 宇田川 亮君

請願第2号 TPP（環太平洋経済連携協定）への対応に関する意見書の提出を求める請願に対し、賛成討論を行います。

TPP参加国は否応なしにすべての貿易品目にかかる関税0を求められます。一握りの輸出大企業にとっては、これが輸出増大の弾みになり、外国産農産物との関税なしの価格競争にさらされる日本の農林水産業は大打撃を受けます。農水省の試算でコメは90%減、小麦は99%減、牛は75%減と壊滅します。これによって食糧自給率は現在の40%から14%に激減することになります。北海道での試算では農業生産への打撃は、その関連産業にも同等の打撃を与え、地域経済へは1.8倍の規模で波及すると出ています。農業生産の減少は食品加工など中小企業を含む地域産業に打撃を与えます。

農業所得の減少は購買力の低下に繋がり、地域の小売業やサービス業の低迷にも直結します。このようにT P P協定への参加は、農家、第1次産業の従事者だけの問題ではありません。商工関係者や消費者をはじめ、国民的課題です。T P P反対は農家のエゴであるどころではないことは明白です。

またT P P参加について、バスに乗り遅れるなどか、世界のすうせいだという方もおられます。しかし、交渉に参加している国を合わせても9カ国しかありません。結局2国間のF T Aが進まないアメリカ、オーストラリアという農林水産物輸出大国に門戸を開くことが目的で、アメリカにとってはアジアでの経済基盤を確保するためのものです。日本でT P P参加を最も強く求めているのは日本経団連、中でも自動車、電気等の輸出大企業です。内閣府の試算では、T P Pの参加で実質G D Pで0.48%から0.65%と殆ど増えることはありません。一部の輸出大企業の利益のために、農業もそれに繋がる地域社会もめっちゃくちゃにするものです。

更に、金融、保険、公共事業の入札、医師、看護師、介護士などの労働市場の開放まで含まれています。賃金も、アジア諸国の低賃金との競争にさらされ、大幅に引き下げられる危険も含んでいます。市場原理万能で、何でもかんでも市場任せにしていくというやり方は、農業を見ても、環境を見ても、雇用を見ても破たんは明らかです。

そこをはっきりさせて、それらを守るルールをつくるのが、まともな経済発展の方向だということを指摘して、賛成討論終わります。

○議長 日高 直幸君

他に討論はありませんか。

久保田正之君。

○9番 久保田 正之君

私は請願第2号の賛成の立場を明確にするために意見を述べます。

10月、菅総理の国会所信表明演説で、参加検討に言及したことで脚光を浴びることになりました。

T P Pは、太平洋を囲む国々が国境を越えて、人、物、金、サービスなどを自由に移動出来るよう、2006年にシンガポールなど4カ国で始まりました。現在アメリカやオーストラリアなども参加の交渉に入り、2011年11月には9ヶ国に広がる見通しであります。これを受けて日本も11月9日、T P Pについて関係国との協議を開始するとした、経済連携に関する基本方針を閣議決定したのです。

問題は加入すると、輸入品関税をなくすことになります。外国企業の進出や投資、労働者の受入も含め、規制が出来なくなり、アメリカやオーストラリア等から安い農畜産物が大量に輸入されることになります。農林水産省の試算によりますと、農業の関連産業を含めた損失総額は7兆9千億円、農業だけでなく、地域経済、社会も壊滅的な打撃を受けると見られます。

国は農業政策で主として、半世紀に渡りコメの減反農政は何であったのか、国政は消費者

に対しても、T P P参加が食や地域の在り方を換えてしまう問題であることを、粘り強く訴えて行くことが大事であると思います。私はこれで賛成討論を終わります。

○議長 日高 直幸君

他に討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

請願第2号 T P P (環太平洋経済連携協定) への対応に関する意見書の提出を求める請願を採決します。

本案に対する委員長の報告は採択であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって請願第2号は委員長の報告のとおり採択されました。

次に進みます。

日程第22 陳情第7号を議題とします。

本陳情は民生産業委員会に付託していただきましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。

宇田川民生産業委員長。

○13番 宇田川 亮君

民生産業委員会の陳情審査報告をいたします。

陳情第7号 環太平洋戦略的経済連携協定(T P P)交渉への参加に反対する意見書の提出に関する陳情。

本委員会は、12月8日に付託された上記の陳情を審査の結果採択とし、別紙意見書案を関係機関に送付すべきものと決定したので、会議規則第94条の規定により報告をいたします。

○議長 日高 直幸君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

陳情第7号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

陳情第7号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

陳情第7号 環太平洋戦略的経済連携協定(T P P)交渉への参加に反対する意見書の提出に関する陳情を採決します。

本案に対する委員長の報告は採択であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって陳情第7号は委員長の報告のとおり採択されました。

次に進みます。

日程第23 議会活性化等に関する調査について議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。

川野議会活性化等に関する調査等特別委員会委員長。

○10番 川野 高實君

議会活性化等に関する調査特別委員会の委員長報告をいたします。

本委員会は住民のための、より開かれた議会を目指すと共に、行財政改革の視点から議会の効率的な運営を図るための方策を調査、提言するものであります。

調査項目としましては、議会活性化、議員報酬、議員定数の3項目について調査を行ってまいりました。その調査の経過や内容については、調査報告書に記載しているとおりでございます。

尚、調査項目の内、決定した項目について概略を申し上げますと、先ず議会活性化につきましては、質疑の回数制限撤廃の検討。

現行の一括質疑方式では、的確な答弁が得られないまま回数の制限により、質疑をうち切られることがあることから、議案質疑を一括質疑方式から、一問一答方式に変更し、本年の9月定例会から実施しているところでございます。

また会議録検索システムの導入の検討でございます。自宅に居ながら会議録を閲覧出来るようにするため、次期電算システムの更新に合わせ、会議録検索システムを導入することとし、当面はPDFによる閲覧により、本年の3月定例会から鞍手町ホームページで閲覧が出来るようにいたしました。

次に議員報酬の検討です。報酬を削減する意見や、現行どおりとする意見等がありましたが、本委員会は本町の議員報酬が、社会状況及び類似団体の平均額にほぼ均衡した額であり、現行の額が妥当な額であると判断し、報酬を改正するに当たっては、特別職報酬審議会の意見も尊重することにいたしました。

また議会交際費の検討では、議会交際費の基準を制定し、議会交際費の執行状況と合わせ、鞍手町ホームページに公表することを決定し、本年の4月から公表いたしています。

次に政務調査費の検討では、交付額を減額する意見と現行どおりとする意見、2ヶ年に限り半減する意見等がありましたが、本委員会は今期は従来どおりとし、来期は2ヶ年の限り月額2万円を1万円に減額し、その間見直しについて検討することにいたしました。この12月定例会において、議案を提案し、議決を頂いたところでございます。

次に費用弁償の検討では、費用弁償を廃止する意見と、50%削減する意見と、交通費として実費支給する意見、町外に限り支給するという意見がありましたが、本委員会は、来年

度から町外に公務のため旅行した時に費用弁償を支給するものとし、この12月定例会に於いて議案を提案し、議決を頂いたところでございます。

最後に議員定数については、議員定数の検討で定数を削減する意見と、現行どおりの意見に分かれましたが、これまで7年間で2回改定し、計7人を削減していること。また類似団体と比較しても議員定数が多すぎるという状況ではないことから、本委員会としては、今回議員定数の見直しは見合わせることにし、引き続き協議することが適当であると判断いたしました。

以上、決定した項目について申し上げましたが、この他、休日、夜間議会の開催、議会報告会の実施、説明員の反問制度の導入、通年議会制度の導入等については、引き続き議論していく必要があると判断し、全員協議会、或いは全員懇談会で検討することにいたしました。本委員会としましては、今後全員協議会等で検討されることを要望して、議会活性化等に関する調査特別委員会の調査報告といたします。

以上会議規則第76条の規定により報告します。以上です。

○議長 日高 直幸君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議会活性化等に関する調査について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

議会活性化等に関する調査は以上で終了することにいたしたいと思いますが、これに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数と認め、調査を終了することに決定しました。

これをもって議会活性化等に関する調査を終了いたします。

次に日程第24 閉会中の継続事件を議題とします。

各委員長から目下審査する事件について、会議規則第74条の規定に基づき、お手元に配布しましたとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

これにより継続審査の申し出に対する質疑をお受けします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり、継続審査にすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって委員長から申し出のとおり、継続審査にすることに決定いたしました。

これをもって本日の日程は全部終了しました。

これをもって平成22年第7回定例会を閉会いたします。

散会 13時57分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長 日 高 直 幸

議員 川 野 高 實

議員 毛 利 喬

議員 栗 田 幸 則